

1 「財政健全化計画」での取り組み

本市では、平成 13 年度当初予算において、既存事務事業の見直し、経常経費の削減、投資的経費の削減、職員数の減による人件費の削減などを行っても、なお 287 億円の収支不足が生じたため、平成 11、12 年度に引き続き、市債を満期に一括して償還するために積み立てている「公債償還基金」からの借入れを行うという緊急避難的な方法を用いなければ予算編成ができない状況でした。そして、平成 13 年度当初予算をベースに見込んだ平成 17 年度までの収支見通しでは、毎年度 500 億円～600 億円もの巨額の収支不足が生じるという大変厳しい財政状況でした。

そこで、平成 13 年 9 月に「財政健全化計画」（以下「前計画」という。）を策定し、平成 17 年度までに、「公債償還基金からの借入れを行わない財政運営を実現し、時代の変化に柔軟に対応できる財政基盤を確立する」ことを目標に、行政評価制度の活用による施策のシフト、事務事業の効率化とコスト縮減、予算編成システムの改革など 7 つの方策に積極的に取り組み、人件費の削減など 4 つの数値目標の実現に努めてきました。

前計画に掲げた数値目標と達成状況

区 分	数値目標	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	達成状況
人件費 (注 1)	平成 17 年度 には 100 億円 程度削減	△14 億円	△55 億円	△36 億円	—	△105 億円
投資的 経 費	平成 17 年度 には 20%程度 削減	△9.0% (△151 億円)	△14.0% (△213 億円)	△5.3% (△67 億円)	△11.1% (△133 億円)	△35.7% (△564 億円)
その他 の経費	一部経費を除 き全体として 毎年度 1%程度 の伸びに抑制	△1.8% (国への移管 事務分を除く)	△0.1%	3.6%	0.5%	全体として 平均 0.6% の伸びに抑制
公 債 依存度 (注 2)	特例的な市債 (注 3) を除き 10%を超えな い	9.2%	9.6%	8.3%	7.6%	4 年間とも 10%以内

(注 1) 数値目標は性質別に分類した経費について設定していますので、次表の「人件費の削減」とは一致しません。

(注 2) 公債依存度とは、市債の歳入に占める割合のことです。

(注 3) 特例的な市債とは、減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債で、市税収入や地方交付税の代わりとして認められる長期借入金である市債のことです。

前計画での取り組み効果額

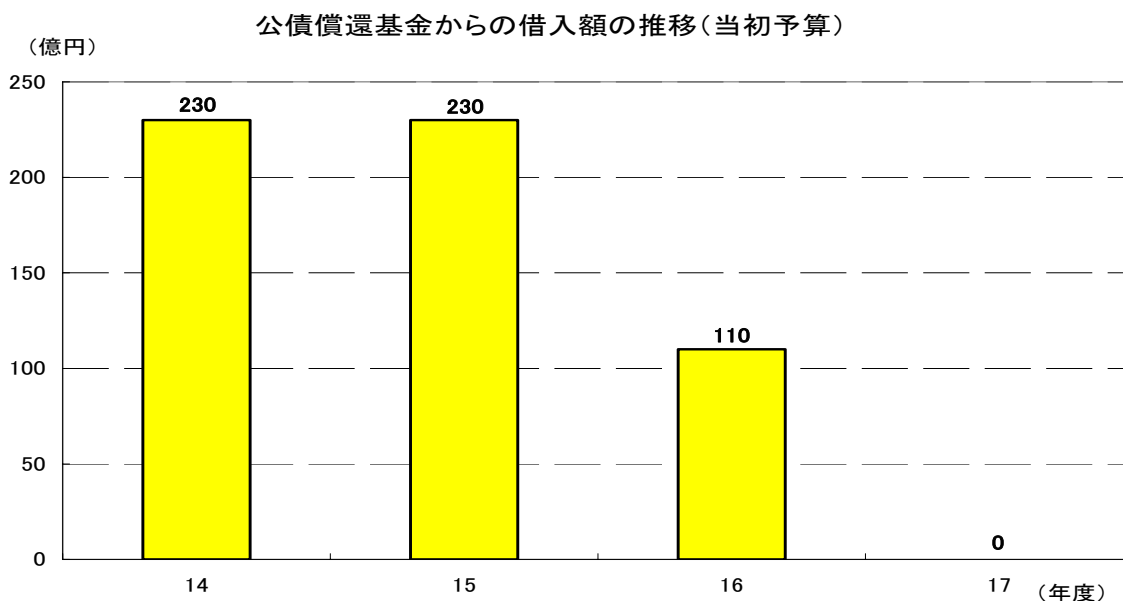
(単位：億円)

区 分	効 果 額					
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合 計	平成18年度
行政評価制度の活用による施策のシフト	3	59	50	35	147	27
事務事業の効率化とコスト縮減	282	459	203	250	1,194	144
事務事業の見直し	20	50	27	34	131	17
経常経費の削減	45	80	40	28	193	60
人件費の削減	16	66	48	35	165	8
投資的経費の抑制	151	213	67	133	564	34
その他（未利用土地の売却や公営企業への財政援助の圧縮等）	50	50	21	20	141	25
受益者負担の適正化	7	3	30	2	42	12
合 計	292	521	283	287	1,383	183

前計画での主な取り組み事例

- ① 行政評価制度の活用による施策のシフト
対象事務事業の22.7%にあたる414事業をシフト
- ② 事務事業の効率化とコスト縮減
PFI（P26に説明）や指定管理者制度（P23に説明）の導入
定員管理計画を策定し、市長部局等で1,000人、企業局で1,300人、派遣職員で242人の純減
未利用土地146件を売却
- ③ 受益者負担の適正化
駐車場の有料化や公の施設（126施設）の使用料の改定
成人基本健康診査などの有料化
納税環境の整備と早期催告や厳正な滞納処分により、市税徴収率を96.3%（平成12年度）から97.5%まで向上

こうした取り組みの結果、東海豪雨後の水害対策や東海地震などの震災対策、さらには国の三位一体の改革の影響による歳入減など、前計画策定時には想定していなかった事態、言わば逆風のある中、「公債償還基金から借入れを行わない」という、前計画の当面の目標を達成しました。



前計画での試算と実際の平成 17 年度当初予算を比較すると、長引く景気の低迷（経済成長率 見込み：平成 14・15 年度 1%、平成 16・17 年度 2% → 実際：平成 14 年度△0.8%、平成 15 年度 0.8%、平成 16 年度 0.9%、平成 17 年度 1.0%）や地価の下落の影響を受け、市税収入が試算を大きく下回る 4,612 億円にとどまったのを始め、地方交付税が、三位一体の改革の影響などから、試算を 346 億円下回るなど、歳入全体では、試算に比べ 1,000 億円を超える減収となりました。

前計画策定時の試算と平成 17 年度当初予算の比較 (単位：億円)

区 分		平成 13 年度 当初予算額	平成 17 年度当初予算		
			前計画での 試算額	実際の 当初予算額	試算と当初予 算との差額
歳 入	市税	4,887	5,237	4,612	△625
	市債	1,229	739	1,104	365
	(うち財政健全化債)	(一)	(一)	(153)	(153)
	その他	4,694	4,952	4,171	△781
	計	10,810	10,928	9,887	△1,041
歳 出	人件費	1,923	1,804	1,747	△57
	公債費	1,415	1,418	1,397	△21
	投資的経費	1,666	1,333	1,071	△262
	その他	6,093	6,300	5,672	△628
	計	11,097	10,855	9,887	△968
差引収支		△287	73	—	

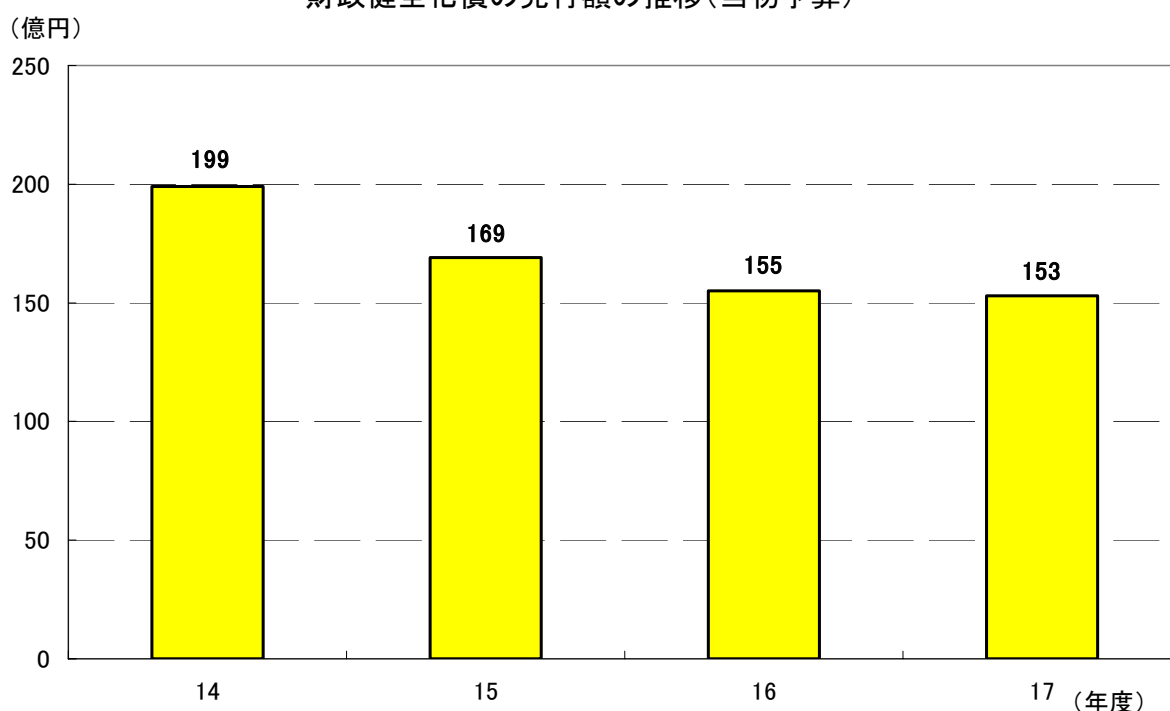
※ 実際の当初予算額欄は、前計画策定時の収支試算額と比較するため、組替計上しています。

そのため、前計画の数値目標を上回る歳出削減を行ったうえで、さらに財政健全化債の発行などによる新たな財源対策を行わざるを得なかったのです。

しかし、財政健全化債の発行は将来の公債費の増加を招くものであり、将来世代への負担の先送りにつながりかねません。また、未利用土地にも限りがあり、いつまでも売却収入が得られるものではありません。

このような特別な財源対策を行わなければ収支を均衡させることができなかったことから、前計画が目指した、時代の変化に柔軟に対応できる財政基盤の確立には、未だ至っていません。

財政健全化債の発行額の推移(当初予算)



財政健全化債

財政健全化債（平成 18 年度より行政改革推進債）とは、行財政改革計画や財政健全化計画に基づき、数値目標等を設定・公表し、行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方公共団体に、その数値目標等により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内で、通常の起債の充当率の引上げが認められる市債のことで、建設事業等の経費の財源に限り充てることができます。